

サン共同通信

Topics 注目トピック

- 税理士試験 税理士試験Vol.2
2022年第72回 税理士試験の結果発表
- 税制 ふるさと納税
- 融資 毎月の融資情報
- 社保 初めての会社設立でも大丈夫！
社会保険・給与計算マニュアル①
- メディア実績

2022年

12

月号



お客様インタビュー

マイクロビストロ ペタンク

山田 武志 様

お客様インタビュー



マイクロビストロ ペタンク オーナーシェフ 山田武志様(写真左) 板橋オフィス 山村千鶴(写真右)

サン共同を知ったきっかけ

板橋オフィスにいた税理士先生の書籍を見て、問い合わせをしたのがきっかけです。

私はこれまで数店舗、都内のフランス料理店で経験した後、ハンガリー大使館で公邸料理人として従事してきましたが、いざ独立となると何を準備していいかが検討もつかない状況でした。その税理士先生との面談の中では、どうしたら融資がおろるかなど丁寧に教えてもらい、出店に向けて希望が持てたのを覚えています。そこから1年後ぐらいに創業融資をお願いすることにしました。

創業融資について

1年前に税理士先生にアドバイスいただいた通り、これまでのインタビュー記事など私のキャリアが分かるものを集めておいたので提出しましたが、そのほかの書類はサン共同さんが用意してくれました。こうした専門的な資料も自分では分からないので助かりましたね。

結果、日本政策金融公庫から面談後3日で1,700万円を借入することができました。予定していた金額より多く借入ができたのでとても感謝しています。

担当者への感想

担当の山村さんは、いつもレスポンスが早くて助かっています。独立をして思うのが、シェフとして包丁を握りながらも、経営のことは考えないといけません。しかし税金に関することは詳しくないので、自分で経理をやっている方は頭を悩ませることになるかと思えます。

サン共同さんに依頼をしてからは、チャットワークでやりとりをしているので、わからないことも気軽に聞けますし、安心して本業に専念できるのもお任せしていてよかったなと思います。



飲食店経営者は、休みの日に経理など事務作業をする方も少なくないでしょう。でも、私はお休みの日はきちんとリフレッシュすることこそ、結果食事をしに来てるお客様に還元できていると思っています。休みの日なのに、パソコンを開き得意じゃない数字に向き合うのは疲れてしまいますよね。

経営サポートのプロにお願いしたことで、私はいまこうしてお店に全力で向かっていられそうですし、コロナに関する協力金や支援金の対応もしてくれました。今後も、山村さんのことは頼りにしています。

お店のご紹介

MICROBISTRO Pétanque

東京都八王子市寺町60-5 藤和八王子コープ B101

電話:042-615-7933

東京都台東区浅草 3-23-3 上野ビル101

アクセス:つくばエクスプレス浅草駅より徒歩6分

東京メトロ浅草駅より徒歩8分

TEL:03-6886-9488

■営業時間:火~金14:00~22:00、土・日14:00~22:00

■定休日:不定休

■支払い方法:カード 電子決済不可

■URL:<https://www.facebook.com/petanqueasakusa/>



オーナーシェフの山田氏は、西麻布の「ザ・ジョージアン・クラブ」、在ハンガリー日本大使館の公邸料理人、パリの「ズ・キッチン・ギャラリー」など世界でも有名なフランス料理店での経験を経て、2017年4月にペタンクをオープン。浅草の観音寺裏というエリアにありながらいちはやく人気店となり、事前予約でのみ受付をしている。



近藤 昂

税理士試験Vol.2 2022年第72回税理士試験の結果発表

2022年11月30日に2022年第72回税理士試験の合格発表がありました。

合格された受験性の皆さま、本当におめでとうございます。弊社でも無事に科目合格されたスタッフもいますし、今年
は5科目合格を達成したスタッフもいました。

当記事では税理士試験の結果について解説致します。

1. 令和4年(2022年) 第72回税理士試験発表

1-1. 税理士試験の受験者数・合格率

2022年第72回税理士試験の受験者数は28,853人であり、5科目合格者620人、科目合格者5,006人の合計
5,626人が合格されました。

2021年第71回税理士試験の受験者数は27,299人でしたので、受験者数1,554人が増加した結果となりました。



代表朝倉の
twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!



1-2. 各科目の合格率

例年、簿記論及び財務諸表論の合格率は20%程度となっており、今年の試験では財務諸表論の合格率14.8%と例年より低い結果となりました。

所得税法、法人税法などの税法と言われる科目の合格率は例年通り10%台となっております。

科目	区分	受験者数	合格者数	4年度合格率(%)	(参考) 3年度合格率(%)
簿記論		12,888	2,965	23.0	16.5
財務諸表論		10,118	1,502	14.8	23.9
所得税法		1,294	182	14.1	12.6
法人税法		3,454	425	12.3	12.8
相続税法		2,370	336	14.2	12.8
消費税法		6,488	740	11.4	11.9
酒税法		454	60	13.2	12.6
国税徴収法		1,709	235	13.8	13.7
住民税		476	82	17.2	12.7
事業税		269	38	14.1	12.6
固定資産税		910	167	18.4	13.8
合計(延人員)		40,430	6,732	16.7	16.5

1-3. 年代別の受験者数

受験者数28,853人のうち26歳以上の受験者数は23,924人であり、全体の82.9%を占めており、税理士試験は社会人受験生が多くを占めると言われています。

また、41歳以上の受験生が10,805人であり、37.4%と高い割合を占めています。これは、セカンドキャリアとして40代以降で税理士を目指す方もいらっしゃいますが、試験の難易度が高いため、なかなか合格することができないでいる合格滞留組みが数多くいらっしゃると思われます。

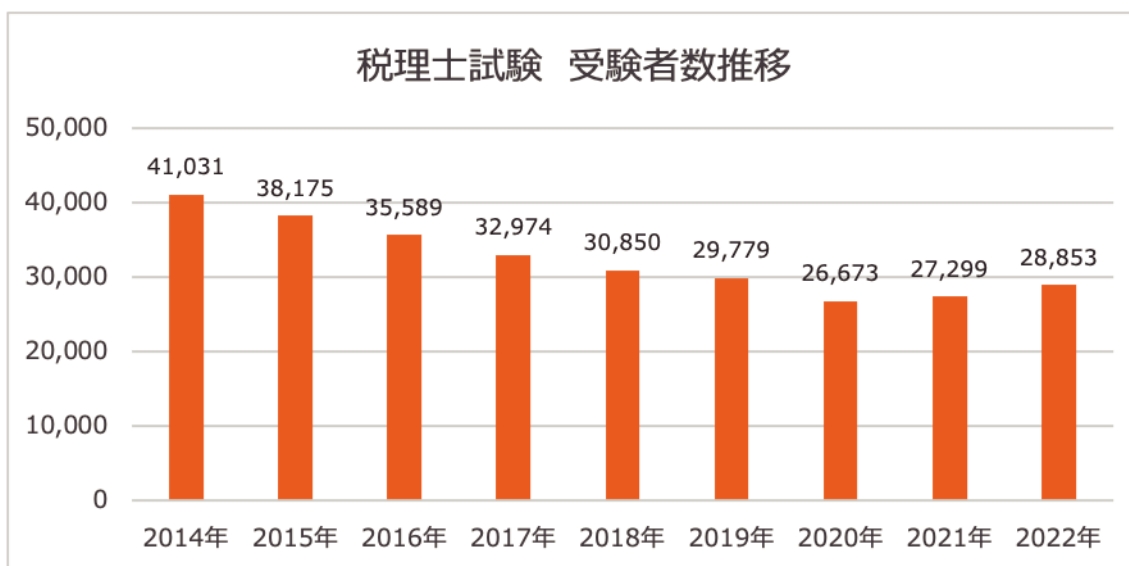
区分	受験者数 (A)	合格者数等			合格率 (B/A)(%)	
		5科目 到達者数	一部科目 合格者数	合格者数合計 (B)		
年齢別	41歳以上	10,805	274	965	1,239	11.5
	36～40歳	4,407	112	743	855	19.4
	31～35歳	4,581	114	901	1,015	22.2
	26～30歳	4,131	82	911	993	24.0
	25歳以下	4,929	38	1,486	1,524	30.9
合計	28,853	620	5,006	5,626	19.5	

2. 過去の税理士試験の受験者数推移

2014年は税理士試験の受験者数は41,031人ですが、2022年においては、約12,000人減の28,853人まで少なくなっています。2020年までは毎年減少傾向にありましたが、2021年以降は少し回復しています。

少子高齢化、人口減少などのマクロ的なトレンドもあり、全体の受験者数減少の要因にもなっていると思われませんが、それ以上の加速度で受験者数は毎年減少している印象があります。

税理士業界も万年の人不足に悩まされていますが、我々、税理士がもっとこの仕事の魅力・やりがいを伝えて業界全体を盛り上げていき、新しい受験者層の獲得をしていかなければと日々感じています。



ふるさと納税

近年、注目を集め続け、現在では「ふるさと納税」という言葉を聞いたことがない方はいないくらいに世の中に浸透されてきていますが、ふるさと納税の概要、減税される金額、手続き、ワンストップ特例制度、注意点についてご説明させていただきます。

1. ふるさと納税の概要

ふるさと納税とは、お住まいの市区町村に限らず、ご自身の選んだ自治体に寄付を行った場合に、寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税および住民税から控除が受けられる制度です。

ふるさと納税した場合には、特産品が送られてくるとともに、支出した金額から、原則として2,000円を差し引いた金額が、所得税及び住民税から減額されます(所得に応じて控除される金額に限度額があるため、必ずしも2,000円を差し引いた後の全額が控除されるわけではありません)

2. 減税される金額

①所得税

ふるさと納税した金額(総所得金額等の額の40%を限度)から2,000円を差し引いた金額が所得から控除されます。所得税においては、寄付金控除は税額控除ではなく所得控除として所得から控除され(※)それに応じて所得税が減額されます。

※所得控除と税額控除の違い

税額控除は、その名の通り税額から直接差し引かれます。

所得控除は、扶養控除や医療費控除などと同様に所得から差し引かれます。

所得に税率を乗じて税額を算出する計算式の構造上、税額控除も所得控除も税金を安くするものという意味では同じですが、所得控除よりも税額控除の方が税金は安くなります。

$$\text{(ふるさと納税した金額} - 2,000\text{円)} \times \text{所得税率}^{\ast}$$

※以下の税率に2.1%を乗じた復興特別所得税を加算して控除されます。

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

出典: 国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>

②住民税(基本)

ふるさと納税した金額(総所得金額等の額の30%を限度)から2,000円を差し引いた金額の10%が税額控除されます。住民税は所得税と違い、計算された金額が所得から控除されるのではなく、納付すべき税額から直接控除されます。

$$\text{(ふるさと納税額} - 2,000\text{円)} \times 10\%$$

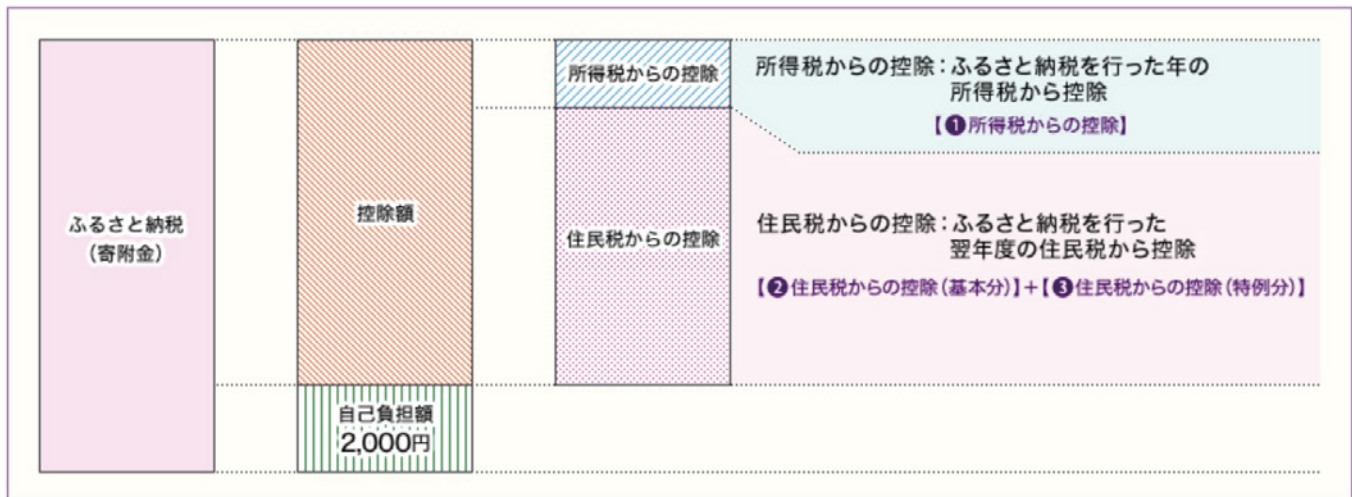
③住民税(特例)

住民税所得割額の20%を限度に、以下の算式で計算された金額が税額控除されます。

$$\text{(ふるさと納税額} - 2,000\text{円)} \times \text{(100\%} - 10\% \text{(②)} - \text{所得税の税率 (①))}$$

ふるさと納税として寄付をした金額について、控除される税額は①+②+③の合計額となります。

控除額の計算



出典: 総務省

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html

【ふるさと納税の控除上限額(限度額)シミュレーション】

<https://www.satofull.jp/static/calculation01.php>

3. 手続き

① 寄付する自治体を選ぶ

まずは、寄付する自治体、受ける特産品を選びます。

② 申込みと支払い

ふるさと納税の申込み方法は自治体によって異なりますが、「さとふる」や「ふるさとチョイス」「ふるなび」など、インターネットからサイトに入って申込む方が多いと思います。支払いは、直接払い込み、振込、クレジットカード払いなど自治体によって様々ですが、インターネットバンキングやクレジットカード払いで支払う場合には、365日24時間支払うことが可能なので便利でしょう。

③所得税の確定申告

ふるさと納税として寄付金控除の適用を受けるためには、原則として、ふるさと納税した翌年3月15日までに確定申告する必要があります。また、寄付金控除の適用を受ける場合には、各自治体から発行された寄付金証明書を確定申告書に添付する必要があります。

4. ワンストップ特例制度

サラリーマン等の給与所得者について、以下の要件を満たす場合には、確定申告を不要とする「ワンストップ特例制度」を利用することができます。ワンストップ特例制度を利用した場合には、確定申告せずとも、住民税から直接にふるさと納税に係る減税額が控除されます。

- 確定申告をする必要はない、医療費控除などで還付を受ける予定もない
- 寄付先が5つ以下の自治体である

なお、ワンストップ特例制度を申請したとしても確定申告すると無効になりますので確定申告書に寄付金控除としてふるさと納税の内容を申告する必要があります。

5. 注意点

- ◎年末近くに寄付を行い、取り扱いが翌年の寄付となってしまうと減税されるのが一年遅れとなってしまうことになります。ふるさと納税は申し込みだけでなく、寄付金の支払い(決済)まで年内に完了することが必要になります。
- ◎ワンストップ特例制度を申請していたとしても確定申告すると無効になってしまいます。ワンストップ特例制度の申請をした後に確定申告をしたけれども、ワンストップ特例制度を申請していたので確定申告ではふるさと納税を処理しなかった場合、本当のただの寄付となり減税される金額は0円になってしまいます。
- ◎ふるさと納税は、それぞれ各人にかかる税金が控除される制度です。夫婦間や親子間で合算しひとりの名前でまとめて申告することはできません。支払いをした各人ごとに計算し申告する必要があります。
- ◎ふるさと納税して受け取った特典品の時価相当額は「経済的利益」を受けたものとして一時所得の対象になり所得税が課税されます。しかし、一時所得には50万円の特別控除がありますので課税される可能性は低いと考えられます。

小林 信仁

毎月の融資情報

まだ間に合う！東京23区内で利用できるコロナ対策制度融資TOP10

全国の各市区長村ではコロナ禍の資金繰り対策の一環として特別な制度融資を設けております。今回は東京23区において利用できる(※2022年11月1日現在)コロナ対策融資制度の中でも特にオススメできるものをピックアップいたしました。

なお、ご利用には融資申込金融機関や信用保証協会の所定の審査がございますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

オススメ度	区	融資限度額	本人負担利子	信用保証料補助	制度名
◎	新宿区	2,000万円	無利子	全額補助	商工業緊急資金
◎	世田谷区	500万円	無利子	全額補助	新型コロナウイルス感染症対策緊急融資
◎	台東区	500万円	無利子	全額補助	台東区経営持続化特別資金
◎	港区	500万円	無利子	全額補助	新型コロナウイルス感染症対策特別融資
◎	中央区	2,000万円	0.1%以内	全額補助	新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金
○	江東区	2,000万円	・融資後2年以内：無利子 ・融資後3年以後：0.3%以内	全額補助	新型コロナウイルス感染症対策資金融資
○	品川区	1,000万円	・融資後3年以内：無利子 ・融資後4年以後：0.2%以内	全額補助	経営変化対策資金2022
○	墨田区	2,000万円	0.2%以内	全額補助	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金
○	練馬区	2,000万円	0.2%以内	全額補助	新型コロナウイルス感染症対応特別貸付
○	文京区	1,500万円	無利子	30万円まで補助	現下の経済変動に対応するための緊急資金

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2022年11月1日時点
創業融資の基準金利	2.28～3.25%	2.30～3.35%
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2023年3月31日まで	変更無し



松橋 良枝

初めての会社設立でも大丈夫！ 社会保険・給与計算マニュアル①

今月は1人で会社を設立した代表者(個人の方が法人成りした場合含む)の手続きを想定しています。全2回にわたってご説明します。

*1回目は役員報酬の決定、社会保険の手続き、住民税の手続きです。

*2回目は給与計算等を予定しております。

従業員がいるケースはまた改めてと思います。

1. まずは役員報酬を決めよう

法人を設立して、経営が軌道に乗っていない場合もあるかと思いますが、設立後3か月以内を目途に臨時株主総会等を開き、ご自身の役員報酬を決定しましょう。株主総会等を開催したら、議案(役員報酬の決定)を議事録等に作成し、会社で保管します。(ご自身1人のみの場合でも作成は必要です)

【議事録サンプル】

臨時株主総会議事録	
令和4年〇〇月〇〇日(〇〇)午前〇〇時〇〇分より、当会社本店において臨時株主総会を開催した。	
1. 当会社の株主総数	〇〇名
2. 発行済株式総数	〇〇株
3. 議決権を行使することができる株主の総数	〇〇名
4. 議決権を行使することができる株主の議決権数	〇〇個
5. 出席株主の数(委任状による者を含む)	〇〇名
6. 出席株主の議決権数	〇〇個
上記の通り出席があったので、本臨時株主総会は適法に成立した。選ばれて〇〇〇〇が議長となり、直ちに議事に入った。	
第1号議案 役員報酬額に関する件	
議長は、令和4年〇〇月分(〇〇月支給分)より次のとおりとしたい旨を述べ、議場に本議案についての賛否を諮ったところ、全員一致をもって原案通り承認可決した。	
記	
1. 代表取締役 〇〇 〇〇	月額報酬額 〇〇〇, 〇〇〇円
議長は、以上をもって本日の議事を議了した旨を述べ、午前〇〇時〇〇分閉会を宣した。上記決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長・出席取締役が次に記名押印する。	
令和4年〇〇月〇〇日	
株式会社〇〇〇〇 臨時株主総会	
議長・代表取締役 〇〇〇〇	印

上記の議事録は社会保険の手続きの際に添付書類として年金事務所等より求められることもありますし、税務署からも提示を求められることもあります。

なお役員の給与は定期同額給与(※)という観点から事業年度の途中で変更することは原則できませんので、ご注意ください。次回の定時株主総会(事業年度終了後3か月以内)で決定するまでは同額となります。

※定期同額給与とは、その支給時期が1か月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額等が同額であるもの、その他これに準ずるものとして政令で定める給与をいいます。詳細は下記をご確認ください。

【役員に対する給与:国税庁HPより】

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5211.htm>

2. 社会保険の手続きをしよう

(1)社会保険といわれるものには下記の種類があります。

社会保険の種類の種類		管轄機関	対象者	負担者	
社会 保 険	労働保険	① 労務保険	労働基準監督署	労働者	会社
		② 雇用保険	ハローワーク	労働者のうち週の所定労働時間が20時間以上	会社(8.5/1000)と被保険者(5/1000) (※事業の種類により異なります)
	狭義の社会保険	③ 健康保険	年金事務所 全国健康保険協会	役員・正社員・パート・アルバイトでおおむね週の所定労働時間が30時間以上(※規模により異なります)	会社と被保険者の折半
		④ 厚生年金保険	年金事務所		

代表者1名の場合に必要な手続きは、上記③及び④のみです。

従業員を雇用した段階で①及び②の手続きが発生します。

(2)役員報酬が発生した段階で社会保険に加入する義務があります。

③健康保険および④厚生年金保険の手続きで必要な書類は下記のとおりです。

A新規適用届とB被保険者資格取得届は必ず提出が必要で、C被扶養者届は該当する者のみ提出となります。必要事項を記載し、添付書類と併せて提出期限までに提出します。

A【新規適用届】…会社の登録用

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/jigyosho/20141205.files/0000028541dV4l8lh3j9.pdf>
(記入例)

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/jigyosho/20141205.files/20160928.pdf>

B【被保険者資格取得届】…役員・従業員の登録用

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/hihokensha/20140718.files/0000002415.pdf>
(記入例)

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/hihokensha/20140718.files/0000002415r.pdf>

C【被扶養者届・第3号被保険者関係届】…扶養者がいる場合

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/hihokensha/20141224.files/01.pdf>
(記入例)

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/todokesho/hihokensha/20141224.files/kinyurei01.pdf>

なお役員報酬が発生しない場合(役員報酬0円)は社会保険に加入することができません。その場合は国民健康保険に加入とするか、前職の勤務先で健康保険の任意継続とするか検討する必要があります。

(3)提出期限

役員報酬の発生日から5日以内。

例えば10月分役員報酬を翌月10日に支払うと決定した場合、

役員報酬の発生時期10/1なら、そこから5日以内に書類を提出する必要があります。(11/10の支払日から5日以内ではありません)

(4)添付書類

法人登記簿謄本(90日以内に交付されたもの)

別途追加で資料(例えば、議事録、非課税証明書など)を依頼される場合があります。

(5)提出先・提出方法

郵送(法人の所在地を管轄の事務センター)

窓口(法人の所在地を管轄する年金事務所)

電子申請など

(6)提出後

提出後、審査完了までに2週間から4週間ほどお時間がかかります。

完了後に会社に適用通知書・決定通知書が交付され、健康保険証が届きます。

(7)健康保険料・厚生年金保険料納付

前月分の保険料の納入告知書(納付書)が毎月20日過ぎ、会社に届きますので、月末までに金融機関等で納付します。口座振替納付も可能です。

例えば、10/1に健康保険・厚生年金保険に加入した場合、10月分から保険料がかかり、翌月11/20過ぎに納付書が届き、11/30までに納付する必要があります。

3. 住民税の手続きをしよう

(1)個人住民税は、1月1日にその市区町村(都道府県)に住所を有する者に対し、当該住所地の市区町村が、賦課徴収を行っています。前年(暦年)の所得に対し課税され、6月から納税が始まります。

会社を設立し、給与所得が発生する場合は、あらためて住民税の納付方法を届出する必要があります。なお原則、特別徴収を選択しなければなりません。

(2)住民税の納付方法には2つ(普通徴収と特別徴収)があります。

	普通徴収	特別徴収
納付方法	市区町村から送付される納税通知書で納める方法	会社(給与支払者)が毎月の給与より住民税を天引き(控除)して、従業員(納税義務者)の代わりに納める方法
納付回数と納付時期	年4回 6月・8月・10月・翌年1月	年12回(6月から翌年5月) 翌月10日まで
納付書	個人	会社(給与支払者)

(3)特別徴収を選択した場合は、下記のような特別徴収切替届出(依頼)書を提出する必要があります。

市区町村により書式が異なりますので、ご自身のお住いの市区町村にご確認ください。

【港区の場合】

▶<https://www.city.minato.tokyo.jp/kazei/kurashi/zekin/juminze/tominze/documents/02-4tokubetuchoushukirikae04.pdf>

(4)前職の勤務先で特別徴収し、そのまま特別徴収継続の選択をされた場合は、給与所得者異動届出書をお持ちかと思えます。上段の部分は前職の勤務先にて記載済みですので、下段の部分(特別徴収届出書)に必要事項を記載し、提出します。

【港区の場合】

▶<https://www.city.minato.tokyo.jp/kazei/kurashi/zekin/juminze/tominze/documents/02-3idoutodokedesho04.pdf>

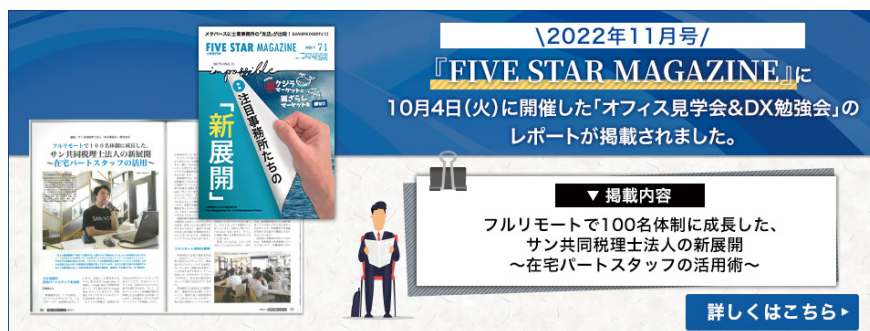
11月11日(金)に「オフィス見学会&DX勉強会」を開催しました



今年3回目の「オフィス見学会&DX勉強会」を開催しました。今回も20名以上の方にお集まりいただき、満員開催することができました。弊社が行っているDX化の取り組みを紹介しております。

▶<https://tax-startup.jp/rpa-consulting/kengaku/>

『FIVE STAR MAGAZINE』2022年11月号に
10月4日(火)の「オフィス見学会&DX勉強会」の様子が掲載されました



『FIVE STAR MAGAZINE』2022年11月号に10月4日(火)に開催された「会計事務所DX推進・成功事例セミナー」のレポートが掲載されました。在宅パートスタッフの活用術についてレポートしていただきました。

▶https://tax-startup.jp/rpa-consulting/wp-content/themes/understrap/pdf/20221101_fivestarmagazine.pdf

「経営者から学ぶM&Aの真実」に沖縄オフィス拠点長の袖野が登壇しました



公益社団法人宜野湾青年会議所様が主催するセミナーで、沖縄オフィス拠点長の袖野がシンバホールディングス株式会社の安里繁信様と対談いたしました。

出版物

- ・『詳解連結納税Q&A』(清文社・共著)
- ・『外国税額控除／外国子会社配当益金不算入制度と申告書作成の実務等』(清文社・共著)
- ・『融資を引き出す創業計画書づくり方・活かし方』(あさ出版・共著)
- ・『中小企業のDXは会計事務所に頼め』(金融ブックス・共著)
- ・『すごい社長は知っている 会社の価値の高め方』(株式会社アックスコンサルティング出版局・共著) など多数

記事

- ・(2022年10月号)月刊実務経営ニュース『Business Report 会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年9月号)月刊実務経営ニュース『事務所運営のDX化推進で会計業界全体の浮揚を目指すサン共同税理士法人』
- ・(2022年7月号)月刊実務経営ニュース
『DXの推進で業界の活性化を目指す辻・本郷ITコンサルティングの新サービス「NEXTA」』
- ・(2022年6月16日号)新潮社『週刊新潮』
- ・(2022年6月1日)プロパートナーonline特別編集『士業業界ランキング500(2022年完全版)』
- ・(2022年1月号)月刊プロパートナー『～DX士業が語り合う!新たな士業像とは～2022年、士業の大改革』
- ・(2020年8月号)税務広報『テレワークガイドラインの作り方』
- ・(2020年6月号)月刊実務経営ニュース『会計事務所のテレワーク勤務勉強会』
- ・(2020年5月号)FIVE STAR MAGAZINE『テレワーク運用ガイドライン』
- ・(2020年2月1日号)税界タイムス第73号『第4回サン共同税理士法人オフィス見学会&RPA体験見学会』 など多数

セミナー

- ・(2022年10月4日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年9月13日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年9月6日)株式会社実務経営サービス様主催『会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年4月8日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催『DX導入事例』
- ・(2021年12月2日)株式会社実務経営サービス主催会計事務所サミット『会計事務所サミット』
- ・(2020年6月16日)会計事務所RPA研究会(株)・イプシロン共同セミナー主催『初めてのRPA導入セミナー』
- ・(2021年6月10日)辻・本郷税理士法人主催『手入力禁止から経理業務の自動化の提案・導入へ』
- ・(2020年2月29日)株式会社オーシャン主催『人手不足解消・売上増加のためのRPAと在宅の活用』
- ・(2020年2月10日)株式会社実務経営サービス主催『税務業務専門ロボット徹底検証セミナー』
- ・(2019年12月12日)株式会社会計事務所RPA研究会『会計事務所RPAサミット』
- ・(2019年10月7日)関東甲信越税理士会 浦和支部 主催セミナー『会計業界におけるRPAとAIの動向』
- ・(2019年9月11日)名南経営コンサルティング主催セミナー『スタッフ1人にロボット1台の事務所へ』
- ・(2019年9月1日・4日)船井総合研究所主催セミナー『担当者2名体制から「担当者1名+ロボット1台体制」へ』
- ・(2019年7月12日)実務経営サービス主催会計事務所サミット
『ロボットが申告する時代到来! 単純作業がいよいよ消滅します』
- ・(2019年6月19日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催セミナー『会計事務所M&A実体験談セミナー』 など多数

メディア

- ・(2022年10月4日)会計求人プラス『成功者インタビュー』
- ・(2022年9月26日)NEXTA『会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年7月29日)実務経営Channel『【取材PV】会計業界DX化の先駆者!サン共同税理士法人(9月号)』
- ・(2022年6月1日)実務経営Channel
『【取材PV】会計事務所の「学び場」 NEXTA(ネクスタ)／辻・本郷ITコンサルティング(7月号)』
- ・(2021年2月13日)週刊ダイヤモンド「税理士の大再編時代が到来」
- ・(2020年6月27日号)週刊現代『横行する「コロナのカネ」を不正受給する人たち』
- ・(2020年5月1日)テレビ東京WBS『持続化給付金対応』 など多数

2022-
12月号

vol.8

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市宇大謝名215 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!